

第 1 回さいたま市文化芸術都市創造審議会 検討資料

1. さいたま市文化芸術都市創造条例の概要及び文化芸術に関わる現況
 - (1) さいたま市文化芸術都市創造条例 …………… 2
 - (2) 文化芸術に関わる市民意識調査の結果 …………… 6

2. 本会議の位置づけ及び進め方
 - (1) 会議体の概要 …………… 9
 - (2) 開催スケジュール …………… 10

3. 計画策定に向けた基本体系の方向性
 - (1) さいたま市文化芸術都市創造条例における本計画のフレーム …… 11
 - (2) 政令指定都市における計画体系 …………… 13

4. アンケート調査に関する検討 …………… 17

1. さいたま市文化芸術都市創造条例の概要及び文化芸術に関わる現況

(1) さいたま市文化芸術都市創造条例

さいたま市条例第42号

さいたま市文化芸術都市創造条例

文化は、長い歴史と風土の中で育まれていくものであり、時間をかけて文化の振興を図る必要がある。文化の中核をなす文化芸術は、人々の創造性を豊かにし、生活にゆとりと潤いをもたらす、豊かな人間関係を育むものであるだけでなく、新たな産業を生み出すなどの経済効果をもたらす、ひいては地域の振興に寄与し、活力のある都市づくりに結びつくものである。

本市は、文化芸術が古くから生み育てられ、暮らしの中に根ざしているとともに、東日本の交流拠点都市として高度で多様な都市機能が集積していることから、文化芸術をはじめとする様々な分野の活動に適している。また、本市は、合併により誕生した新しい都市であり、文化芸術に関する多彩な地域資源を活かした都市イメージの確立を目指している。

こうした状況の下、真に愛し、誇れる郷土を実現するためには、市民等が文化芸術を楽しむライフスタイルを確立するための環境を整備し、文化芸術に関する活動を行う市民等の自主性を尊重し、市民等の意見を反映させることによって、市民等が主体となる文化芸術の振興が求められている。そして、古くから培われてきた文化芸術の持つ伝統と新しい文化芸術の持つ創造性により、本市の経済や教育、都市計画等の様々な分野に影響を与え、地域の活性化を図り、新たな都市としての魅力を高め、文化芸術都市としてのさいたま市を創造することが必要である。

ここに、さいたま市は、総合的かつ持続的な文化芸術の振興を図り、市民等が生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市を創造するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、文化芸術都市の創造に関し、基本理念を定め、市の責務を明らかにするとともに、市民等の理解と協力を得ながら、文化芸術都市の創造のための施策の基本となる事項を定めることにより、総合的かつ持続的な文化芸術の振興を図り、もって市民等が生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市を創造することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 文化芸術 次に掲げる芸術等であつて、盆栽、漫画、人形、鉄道といった地域の活性化及び都市としての魅力の増進に資するものをいう。

ア 文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術

イ 芸能（伝統的又は民俗的な芸能に加え、落語、歌唱等の芸能をいう。）

ウ 茶道、華道、書道その他の生活に係る文化

エ 囲碁、将棋その他の国民的娯楽

(2) 文化芸術都市 市民等が自主的に文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行い、又は文化芸術を享受することにより市民等の文化芸術以外の分野における活動が促進され、かつ、文化芸術の振興を契機として地域が活性化し、市民等が充実した生活を送ることのできる活力のある都市をいう。

(3) 市民等 市内に居住し、通学し、通勤し、又は滞在する者、市内において事業活動を行う者及び市内において文化芸術活動を行う者をいう。

（基本理念）

第3条 文化芸術都市の創造に当たっては、市民等が愛着と誇りを持つことのできる活力のある都市の形成の推進が図られるものとする。

2 文化芸術都市の創造に当たっては、市民等の自主性が尊重されるとともに、市民等の文化芸術に対する理解及び関心が深められることにより、市民等の生活の充実が図られるものとする。

3 文化芸術都市の創造に当たっては、市及び市民等が相互に連携し、及び協力することにより、文化芸術の振興が効果的に図られるものとする。

4 文化芸術都市の創造に当たっては、地域で育まれてきた文化芸術の保存及び活用並びに新たな文化芸術に配慮された環境の整備が図られるものとする。

5 文化芸術都市の創造に当たっては、子どもから高齢者まで広く、文化芸術に親しむこと又は文化芸術活動を行うことができるための適切な支援が図られるものとする。

（市の責務）

第4条 市は、この条例の目的を達成するため、前条に定める基本理念にのっとり、文化芸術都市の創造に関する施策（第7条に定める施策をいう。以下同じ。）を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 市は、市民等が文化芸術都市を創造していく担い手であることを認識し、その自主性を尊重しつつ、市民等に対する支援を行うものとする。

（市民等の相互理解等）

第5条 市民等は、自らが文化芸術都市を創造していく担い手であることに鑑み、相互に理解し、尊重し、協力し、及び支援するよう努めるものとする。

(文化芸術都市の創造のための計画)

第6条 市長は、文化芸術都市の創造に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、文化芸術都市の創造のための計画を策定するものとする。

2 市長は、前項の計画の策定及びその変更に当たっては、その趣旨、内容その他必要な事項を公表し、広く市民等の意見を求めなければならない。

(文化芸術都市の創造に関する施策)

第7条 市は、文化芸術都市の創造のために必要な文化芸術活動を促進するため、文化芸術活動を行う者及びこれらの者を支えるボランティアの育成、交流の機会の提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 市は、文化芸術に対する子どもの感性を高めるため、文化芸術に関する教育の充実、子どもが行う文化芸術活動に対する支援その他の必要な施策を講じるものとする。

3 市は、伝統的又は民俗的な文化芸術の継承及び発展に資するため、後継者の育成、確保、支援その他の必要な施策を講じるものとする。

4 市は、市民等の文化芸術に対する理解及び関心を深めるため、市民等が文化芸術を鑑賞し、又は文化芸術活動に参加する機会の充実を図り、これらの機会に関する情報の収集及び提供その他の必要な環境の整備を行うものとする。

5 市は、地域に根ざした文化芸術に関する資源の発掘、保護、活用その他の必要な援助を行うものとする。

6 市は、市民等に対し、多様な文化芸術に触れる機会を提供するため、様々な文化芸術に関する施策の連携その他の必要な施策を展開し、及び充実するものとする。

7 市は、文化芸術活動の場となる施設の充実を図るため、当該施設における文化芸術活動を行いやすくするための機能の充実その他の必要な環境の整備等を行うものとする。

8 市は、前各項に定める施策の実施に当たっては、関係団体等との連携に努めるとともに、地域経済の活性化と産業の振興に配慮するものとする。

(他の施策における配慮)

第8条 市は、市が行う他の施策の推進においても、文化芸術都市の創造に資するよう配慮するものとする。

(財政上の措置)

第9条 市は、文化芸術都市の創造に関する施策の実施のため、必要な財政上の措置を講じるものとする。

(審議会の設置)

第10条 第6条第1項の計画の策定及び文化芸術都市の創造に関する施策について、市長の諮問に応じ調査審議するため、さいたま市文化芸術都市創造審議会（以下この条において「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員10人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 公募による市民等（次号に掲げる者を除く。）

(3) 市内において、事業活動を行う者又は文化芸術活動を行う者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 第2項の委員のほか、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

7 審議会は、第1項の規定による調査審議に当たっては、次条の意見を交換するための場における当該意見について必要な配慮をするものとする。

(施策の効果的な推進のための意見交換)

第11条 市は、文化芸術都市の創造に関する施策の効果的な推進を図るため、市、市民等及び文化芸術に関する専門的な知識又は経験を有する者が相互に意見を交換するための場を設けるものとする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(2) 文化芸術に関わる市民意識調査の結果

[平成 23 年度 さいたま市民意識調査]

調査対象：さいたま市在住満 20 歳以上の男女

調査対象数：5,000 人（住民基本台帳に基づく層化多段無作為抽出）

有効回収数：2,898 サンプル

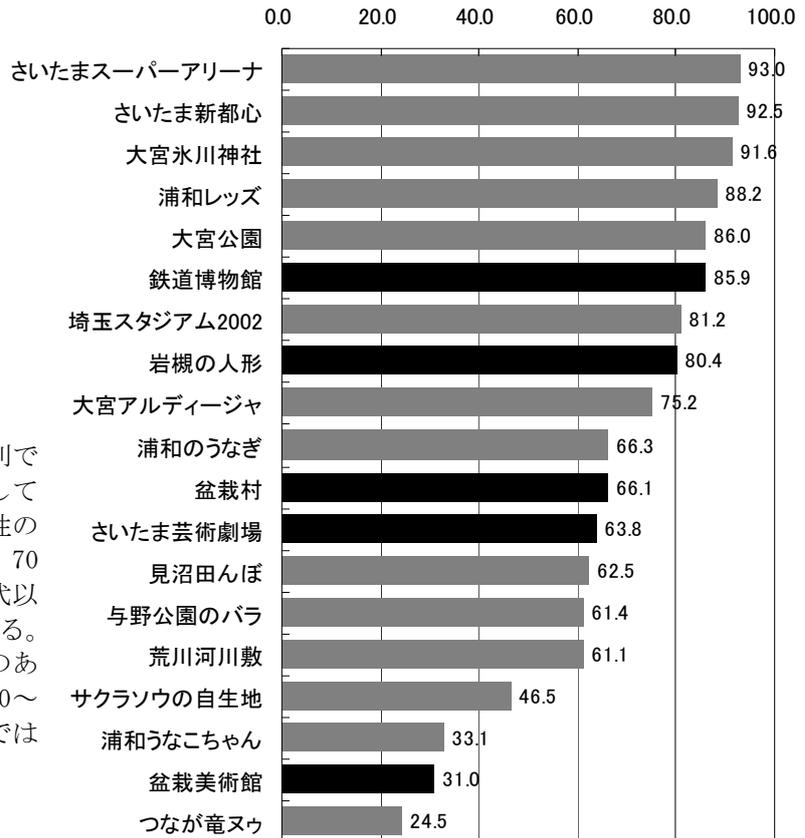
調査期間：平成 23 年 6 月 3 日～6 月 17 日

A. さいたま市のイメージ

a. 認知度

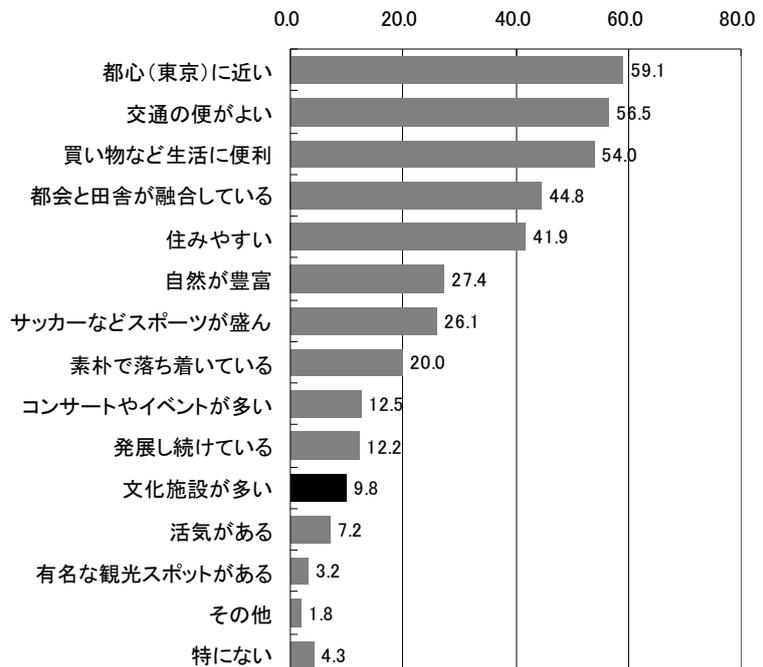
「さいたま市内」にある下記の施設、名所、特産品などについて知っていますか。

盆栽美術館の認知度は、性別では男女とも約 30%で拮抗している。年代別では 60 代男性の 42.5%が一番高く、次いで 70 代以上男性の 37.4%、70 代以上女性の 37.2%となっている。居住地別では、盆栽美術館のある北区及びその周辺では 40～50%であるが、その他の区では 20%前後となっている。

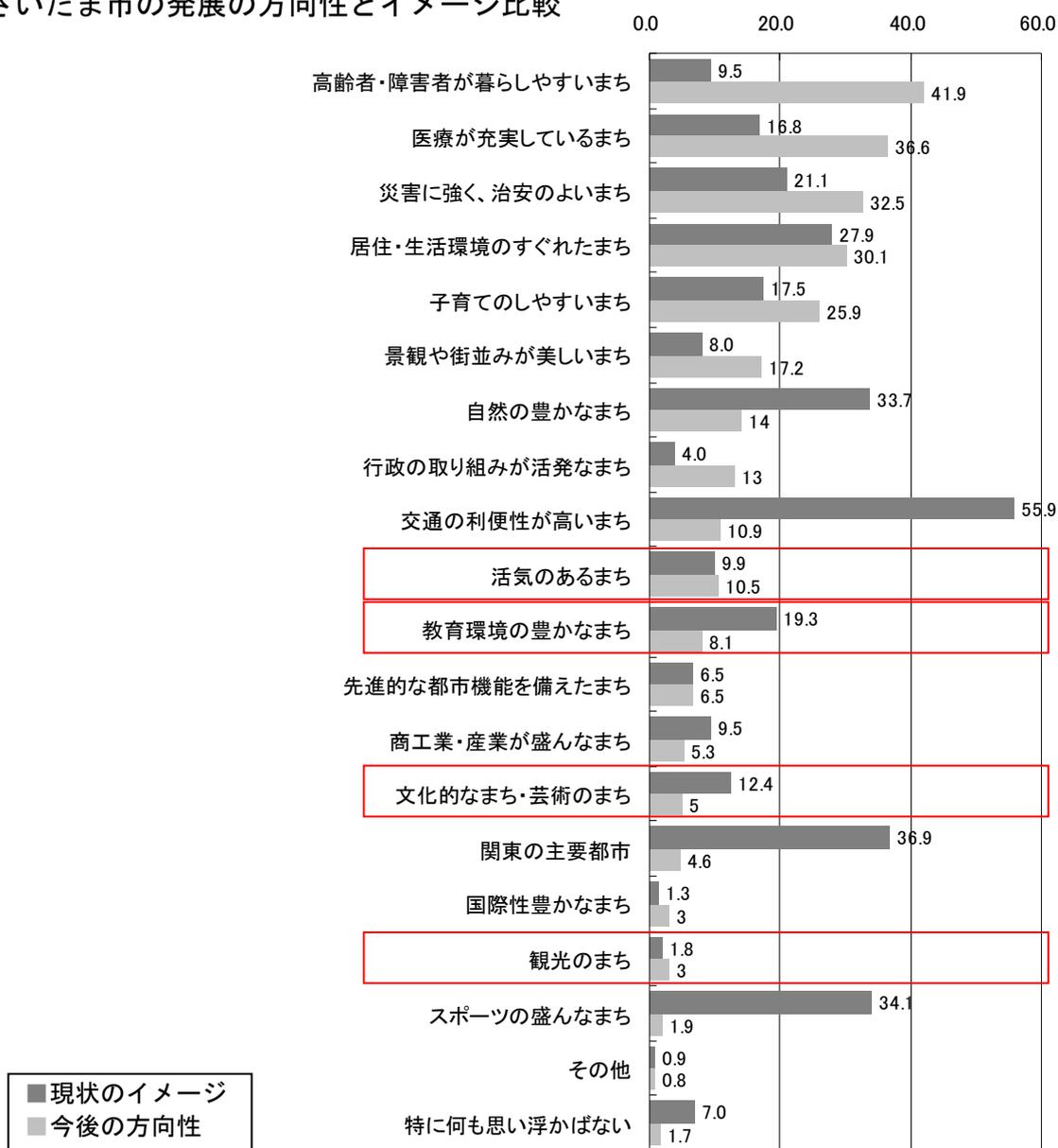


b. 魅力

あなたは、「さいたま市」のどのようなところに魅力を感じますか。



c. さいたま市の発展の方向性とイメージ比較



B. 市政

項目		満足	やや満足	やや不満	不満
(1) 現状の満足度	○生涯学習の振興 図書館・公民館などの文化的公共施設の普及	3.6%	18.7%	10.8%	4.0%
		22.3%		14.8%	
	○地域文化の保全 芸術・文化活動の振興	1.4%	9.1%	7.8%	2.6%
		10.5%		10.4%	
(2) 今後の重視度	○生涯学習の振興 図書館・公民館などの文化的公共施設の普及	17.0%	31.9%	2.0%	0.5%
		48.9%		2.6%	
	○地域文化の保全 芸術・文化活動の振興	10.2%	24.8%	4.2%	1.2%
		35.1%		5.3%	

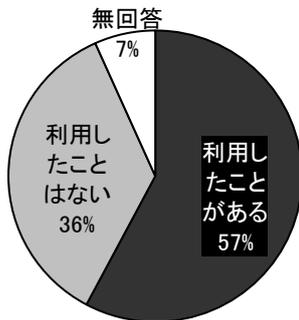
(3) 今後力を入れて欲しい政策

「高齢者福祉」 41.3%	「バリアフリー」 16.5%	「生涯学習」 7.9%
「防災」 30.3%	「地域環境」 16.3%	「新しい産業」 5.3%
「市街地整備」 29.3%	「ごみ・リサイクル」 15.5%	「コミュニティ」 5.3%
「道路・輸送」 28.8%	「中小企業」 14.6%	「スポーツ」 5.0%
「上下水道」 26.7%	「公園」 14.1%	「国際交流」 3.5%
「子育て支援」 26.3%	「障害者福祉」 13.4%	「地域文化」 3.0%
「事故・防犯」 25.2%	「景観・美化」 11.4%	「IT」 2.5%
「地域医療」 23.0%	「起業・創業」 11.1%	「男女共同参画」 1.8%
「学校教育」 18.8%	「食品・生活」 9.4%	
「自然環境」 17.8%	「青少年」 8.6%	

C. 市政との関わり

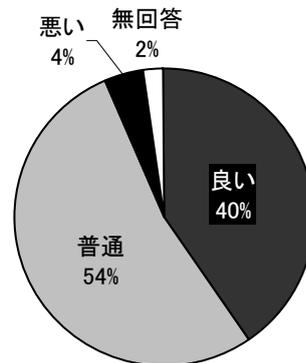
a. 公共施設の利用状況

○生涯学習などに関する施設



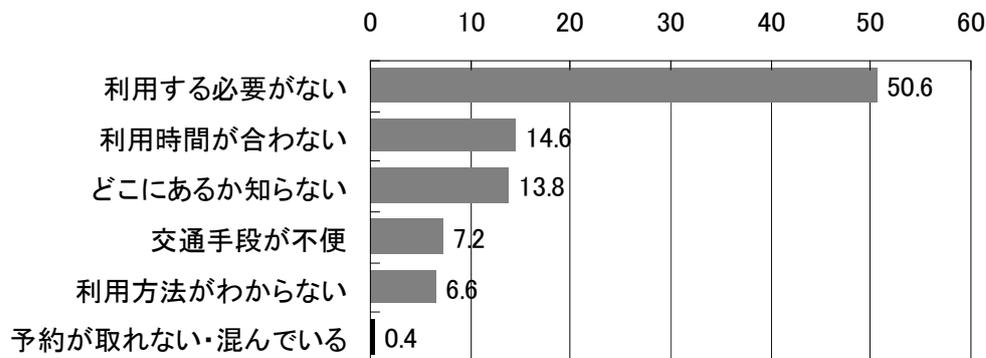
b. 公共施設利用時の評価

○生涯学習などに関する施設



c. 公共施設を利用しない理由

○生涯学習などに関する施設



2. 本会議の位置づけ及び進め方

(1) 会議体の概要

○さいたま市文化芸術都市創造計画策定庁内検討委員会

内 容：さいたま市文化芸術都市創造条例第6条の規定に基づく文化芸術都市の創造のための計画を策定するに当たり、必要な事項について検討を行う

構成員：18名（スポーツ文化部長、次長及び庁内関係所管課長等）

○さいたま市文化芸術都市創造審議会

根 拠：さいたま市文化芸術都市創造条例第10条

内 容：計画の策定及び文化芸術都市の創造に関する施策について、市長の諮問に応じ調査審議する

構成員：10人（学識経験者、公募市民等、市内事業・文化芸術活動者）

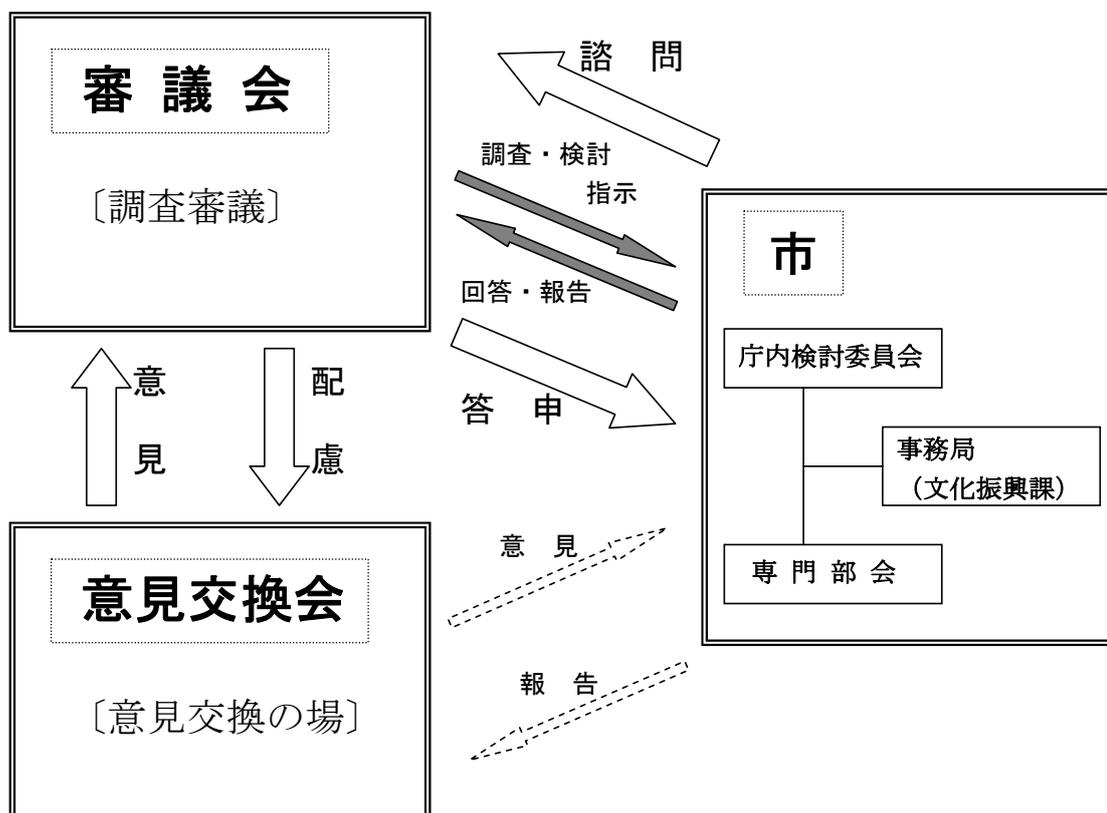
○文化芸術に関する意見交換会

根 拠：さいたま市文化芸術都市創造条例第11条

内 容：文化芸術都市の創造に関する施策の効果的な推進を図るため、市、市民等、文化芸術に関する専門的知識・経験を有する者が相互に意見交換する

構成員：13人（市、市民等、文化芸術に関する専門的知識・経験を有する者）

《イメージ》



(2) 開催スケジュール

平成
24
年
5
月
～

第1回 さいたま市文化芸術
都市創造審議会

- ・文化芸術都市創造計画の主旨説明
- ・アンケートの検討

第1回 文化芸術に関する
意見交換会

- ・文化芸術都市創造計画の主旨説明
- ・文化芸術都市創造計画に対する要望

第1回 庁内検討委員会

- ・文化芸術都市創造計画の主旨説明
- ・意見交換会での要望を踏まえた計画の方向性
- ・アンケートの検討

○アンケート調査の実施

○アンケートの結果を踏まえた、文化芸術都市創造計画〔骨子案〕の作成

平成
24
年
10
月
～
12
月

第2回 文化芸術に関する
意見交換会

- ・文化芸術都市創造計画で重視すべき要素
- ・文化芸術振興に向けた市民の役割
- ・各施策、シンボル事業の検討

第2回 庁内検討委員会

- ・文化芸術都市創造計画・骨子案に対する意見交換
- ・各施策、シンボル事業の検討

第2回 さいたま市文化芸術
都市創造審議会

- ・文化芸術都市創造計画・骨子案に対する意見交換
- ・各施策、シンボル事業の検討

○文化芸術都市創造計画〔素案〕の文案作成

平成
25
年
1
月
～
2
月

第3回 文化芸術に関する
意見交換会

- ・文化芸術都市創造計画・骨子案に対する意見交換
- ・各施策、シンボル事業の検討

第3回 庁内検討委員会

- ・文化芸術都市創造計画・素案に対する意見交換
- ・各施策、シンボル事業の検討

第3回 さいたま市文化芸術
都市創造審議会

- ・文化芸術都市創造計画・素案に対する意見交換
- ・各施策、シンボル事業の検討

○文化芸術都市創造計画〔素案〕の作成

[平成25年4月以降]

- 4～5月 文化芸術に関する意見交換会、庁内検討委員会、さいたま市文化芸術都市創造審議会
6月 パブリックコメント
7月 文化芸術に関する意見交換会、庁内検討委員会、さいたま市文化芸術都市創造審議会
9月 文化芸術に関する意見交換会、庁内検討委員会、さいたま市文化芸術都市創造審議会
計画決定

3. 計画策定に向けた基本体系の方向性

(1) さいたま市文化芸術都市創造条例における本計画のフレーム

第2条 「文化芸術都市」の定義に示された計画の課題

- ①市民等の文化芸術以外の分野における活動の促進
- ②文化芸術の振興を契機とした地域活性化

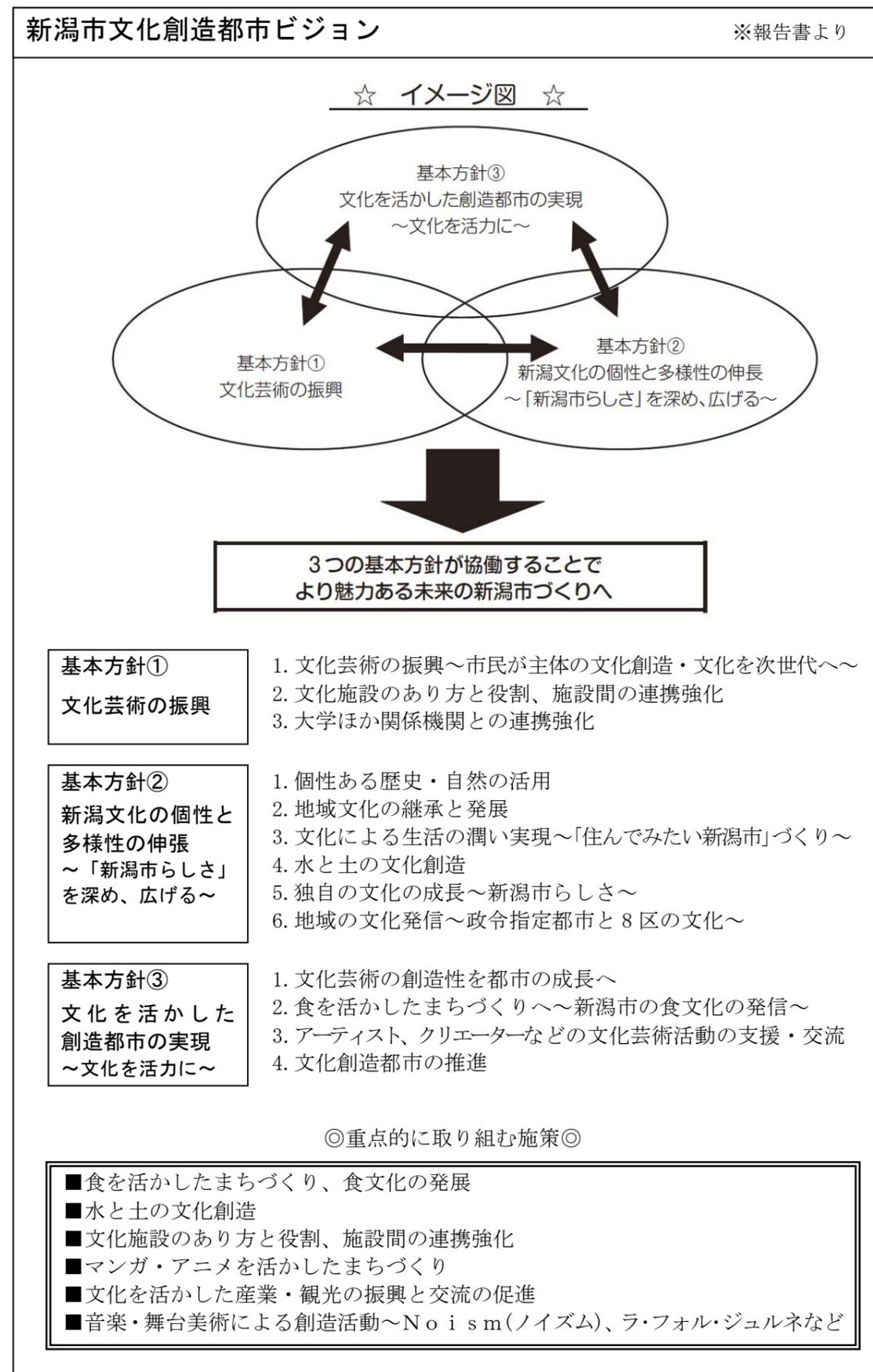
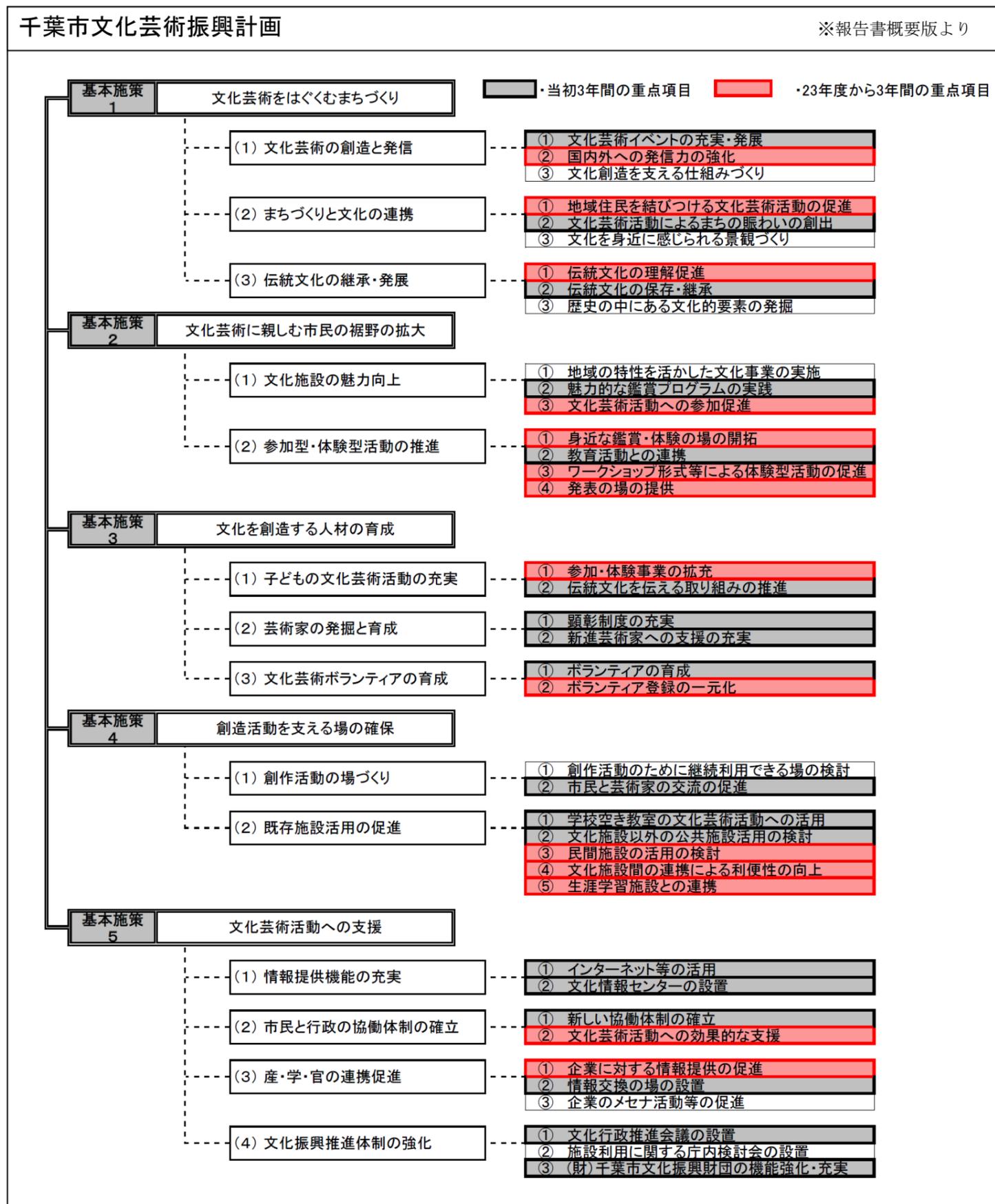
第3条 基本理念

- ①市民の愛着や誇りを生み出す活力のある都市の形成の推進
- ②市民の主体的な活動の促進、及び文化芸術に対する理解・関心の促進
- ③市と市民等の連携・協力による効果的な文化芸術振興の推進
- ④地域で育まれた文化芸術の保存・活用、新たな文化芸術に配慮された環境の整備
- ⑤子どもから高齢者まで広く文化芸術に親しみ、活動できる環境の整備

第7条 施策

- ①文化芸術都市の創造のために必要な文化芸術活動の促進
→文化芸術活動を行う者や支えるボランティアの育成、交流機会の提供、その他の必要な支援
- ②文化芸術に対する子どもの感性を高める
→文化芸術に関する教育の充実、子どもが行う文化芸術活動に対する支援、その他必要な施策
- ③伝統的または民俗的な文化芸術の継承・発展
→後継者の育成、確保、支援その他必要な施策
- ④市民等の文化芸術に対する理解、関心の深化
→市民等が文化芸術を鑑賞し、文化芸術活動に参加する機会の充実、機会に関する情報の収集・提供、その他必要な環境の整備
- ⑤地域に根ざした文化芸術に関する資源の発掘、保護、活用、その他必要な援助
- ⑥多様な文化芸術に触れる機会の提供
→様々な文化芸術に関する施策の連携、その他の必要な施策の展開、充実
- ⑦文化芸術活動の場となる施設の充実
→当該施設における文化芸術活動を行いやすくするための機能の充実、その他必要な環境整備
- ⑧関連団体との連携、地域経済の活性化、産業の振興

B. 政令指定都市における計画体系事例



基本理念

受け継ごう、創ろう、広げよう 文化共創のまち名古屋

市の現状

文化的背景

東西の交流
城下町
武家文化
芸どころ名古屋
ものづくり

市民の状況

人口 226 万人
直接鑑賞する市民は 82%
文化活動をする市民は 24%
文化や芸術に触れることを大切と考える市民は 53%

文化関係者の状況

1.2 万人が文化関係就労
市近郊も含め 17 大学で芸術・デザイン関連の学部有
サービス業で約 2,000 事業所立地、小売業で約 500 事業所立地

文化資源

歴史的建造物、生活文化、イベント、文化施設等が市民の誇り
文化財、景観、文化施設、武将、名古屋めしなど多様

文化行政

文化振興事業団の設立
文化施設の整備
クリエイティブ・シティズ・ネットワークへの加盟認定
(デザイン部門)

市の文化の課題

文化行政全般

都市の創造力の向上を図る必要
文化と産業の連携を図る必要
特色ある文化をはぐくむ必要 等

市民の文化活動

市民の文化権を保障する必要
文化が市民に身近でない
子どもの体験・鑑賞機会が不足 等

芸術家等の創造活動

投資的な観点が弱い
人材が流出している
創造的活動環境が不十分 等

歴史・文化資産

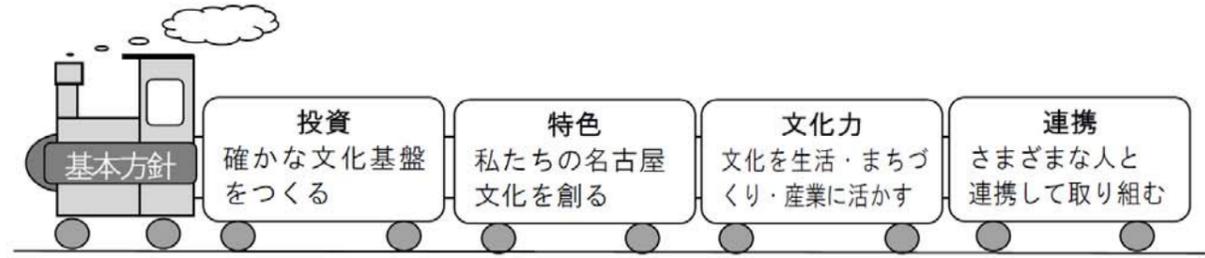
芸どころ名古屋が弱体化
名古屋の特徴が活かされていない
名古屋のことをよく知らない市民が多い 等

文化力の活用

さまざまな分野から文化が期待されている
空間の力を十分に活かしていない
デザインなどの持つ文化力を活かした取り組みが必要 等

推進体制

職員の積極的な姿勢が必要
さまざまな担い手の連携がとれていない
アートNPOの活動が限られている 等



取り組み

市民文化の振興

だれもが文化を気軽に享受できる機会の充実
質の高い文化芸術を鑑賞する機会の充実
文化活動をしやすい環境づくり
子どもが文化に親しむ機会の充実

芸術文化の振興

新進芸術家が才能を開花させていく環境づくり
質の高い芸術文化活動の支援
文化の情報発信と交流

歴史を感じるまちづくり

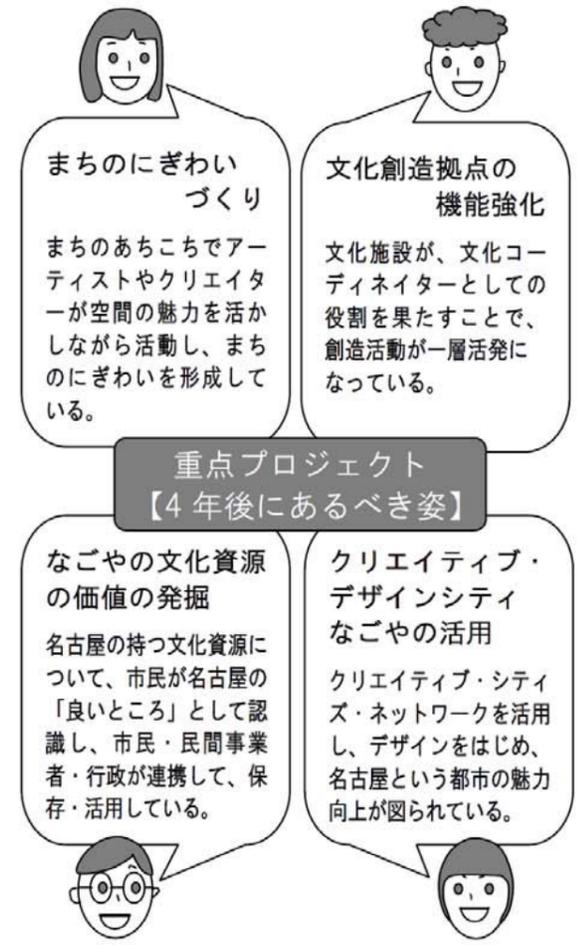
文化財の保存・活用・継承
名古屋の歴史や資産の発掘・活用

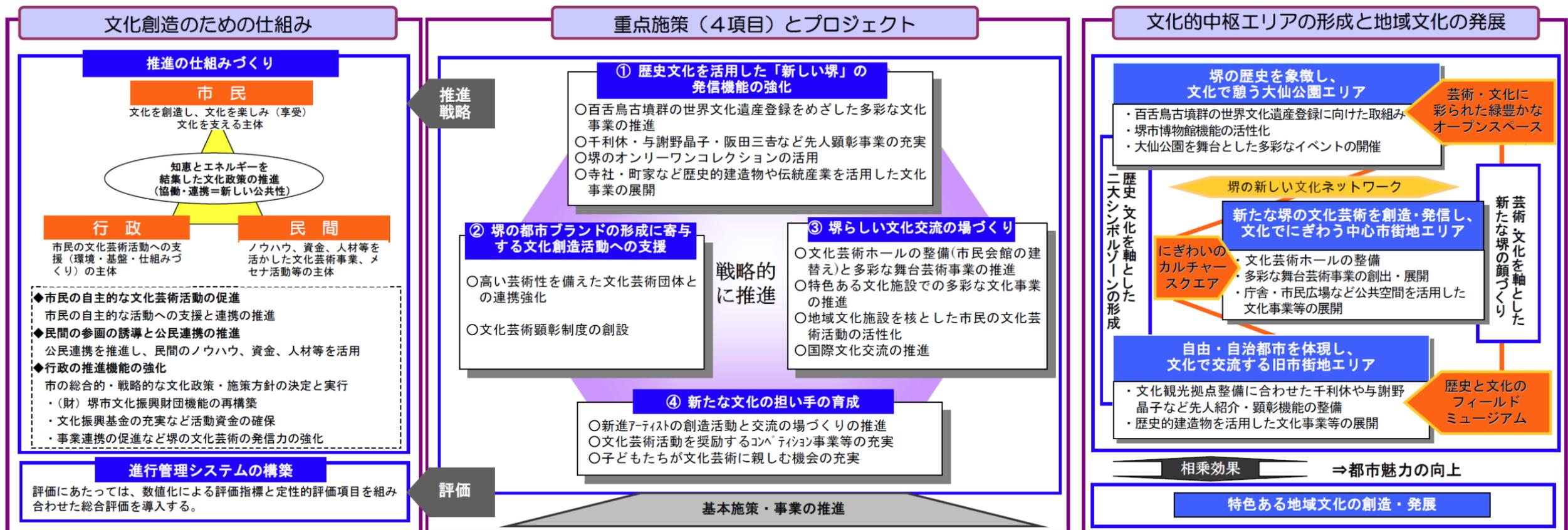
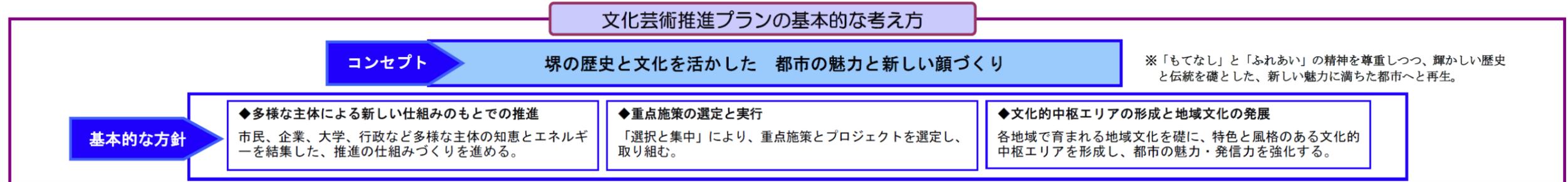
文化を活かす

文化による市民力・地域力の育成
文化による豊かな生活の実現
文化と産業の連携
都市空間の持つ文化力の活用

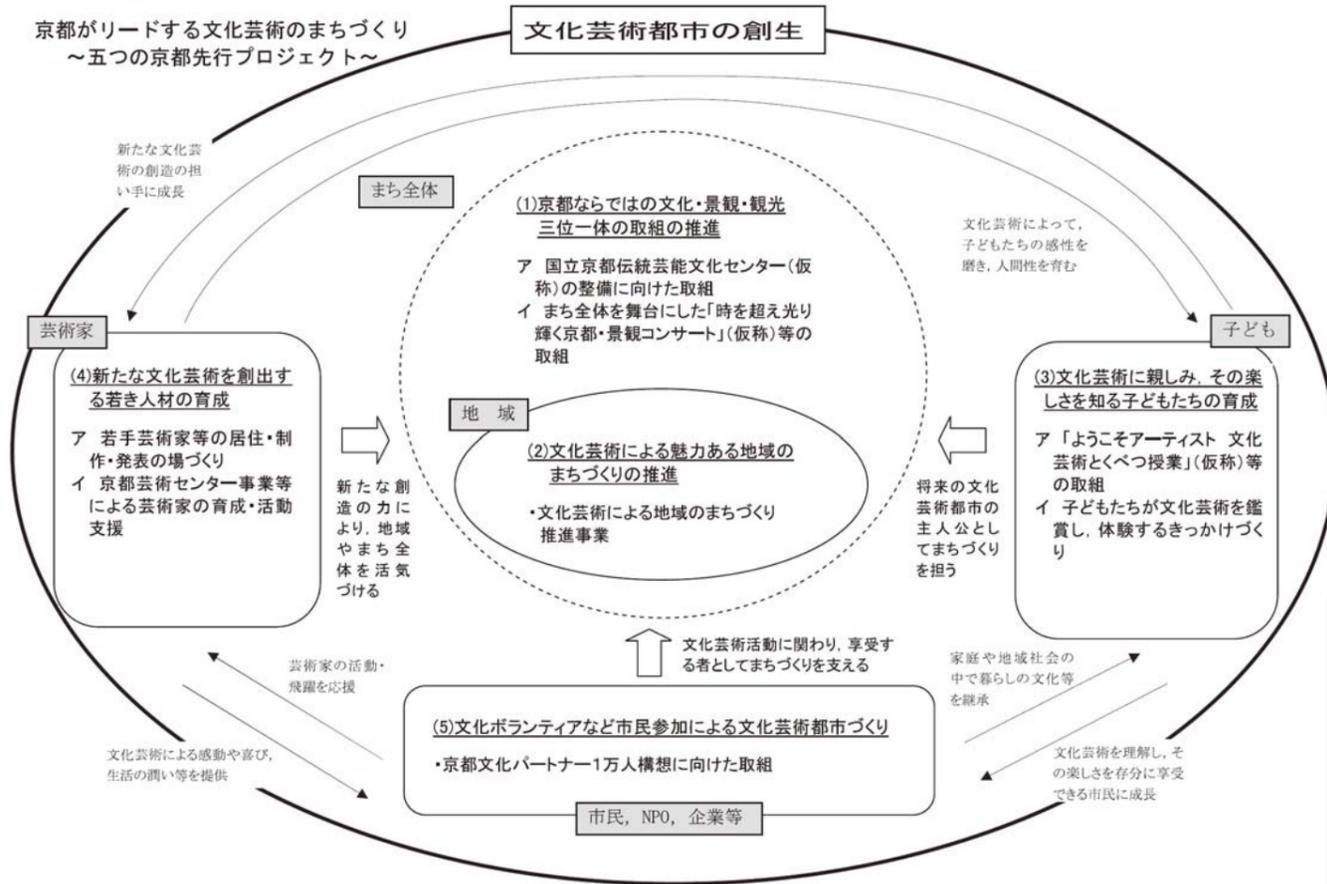
推進体制と評価

【庁外】アーティスト・文化団体・アートNPO・マスコミ・教育機関・地域・民間事業者・経済界・事業団等との連携（施策の推進）及び各推進組織との連携と情報共有による推進
各分野有識者による名古屋市文化振興計画評価委員会（仮称）による計画全体の評価
【庁内】関係各局で組織する名古屋市文化振興計画推進協議会（仮称）による総合的な推進

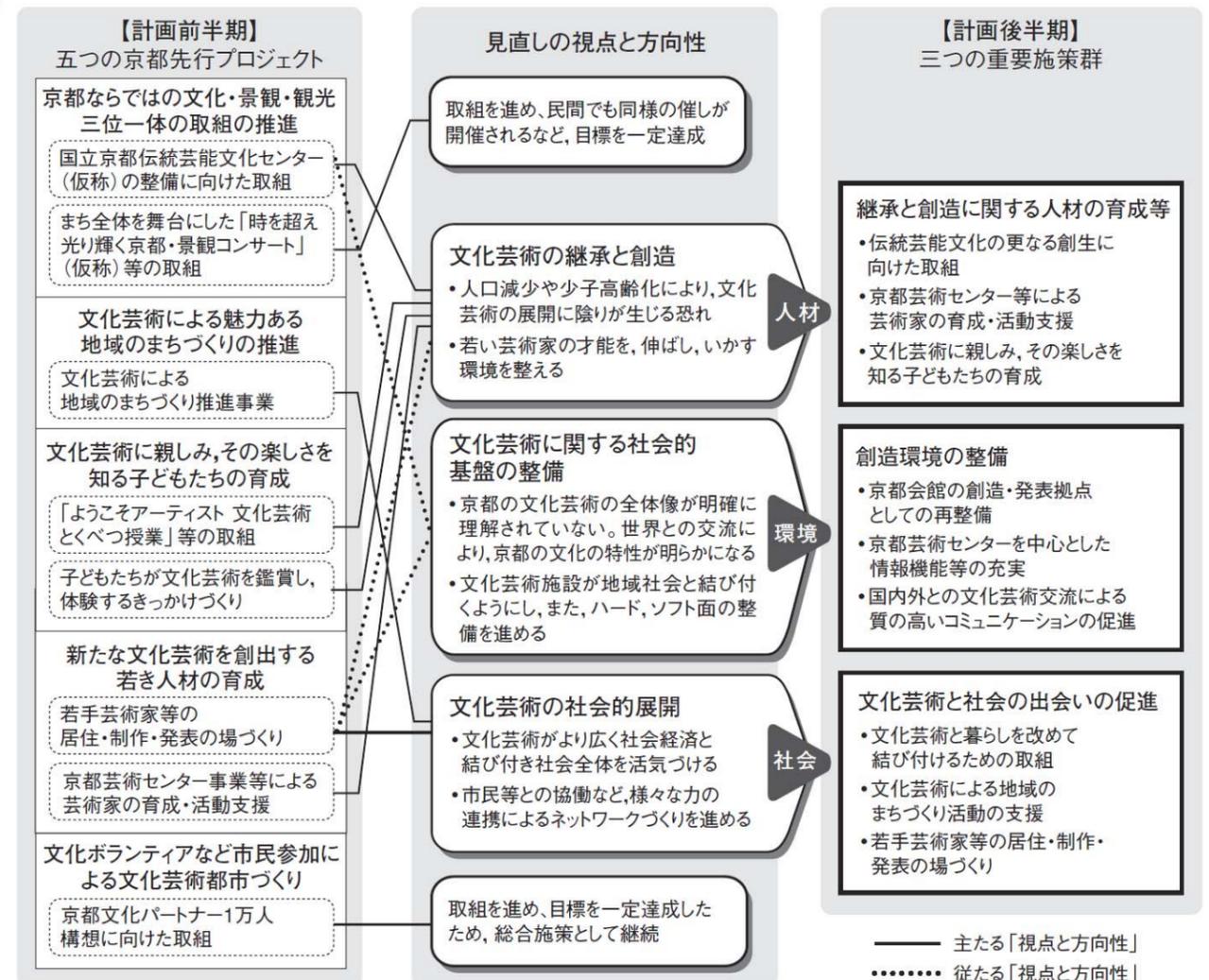




■当初計画（平成19年3月発行）



■改訂版（平成24年3月発行）



4. アンケート調査に関する検討 ～調査実施概要（案）～

	調査目的	調査対象／調査方法
A. 市民意識調査	さいたま市の施策に対する市民の意向を把握し、市政運営の参考とする	さいたま市民／ 郵送配布・郵送回収法
B. 文化芸術活動 団体等調査	市内で文化芸術活動を展開する団体や個人が抱える課題や要望、本計画に対する意見を把握する	・さいたま市文化協会登録団体／ 郵送配布・郵送回収法 ・市内文化芸術関連施設の利用者／ 窓口配布・回収
C. 市民文化芸術 活動状況調査	文化芸術活動への参加状況や参加意欲を把握し、文化芸術都市の実現に向けた方向性を把握する	さいたま市民（リサーチモニタ）／ ネットリサーチ
D. さいたま市 イメージ調査	さいたま市の都市イメージと来訪意向を把握する	さいたま市を除く埼玉県、東京都、千葉県、茨城県、群馬県、栃木県在住者（リサーチモニタ）／ネットリサーチ

A. 市民意識調査 ※実施方法と設問は確定

目 的	さいたま市の施策に対する市民の意向を把握し、市政運営の参考とする
調 査 対 象	さいたま市在住の満 20 歳以上の男女
調 査 方 法	郵送配布・郵送回収法
調 査 期 間	6 月
配 布 数	5,000ss（住民基本台帳に基づく層化多段無作為抽出による）
想定回収数	2,900ss（回収率 58%） ※回収率は、平成 23 年度実績による
調 査 項 目	<p>【文化芸術活動について】</p> <p>①現在、あなたが参加している、または参加したい文化芸術活動</p> <p>[選択肢] 文学／芸能（伝統的または民俗的な芸能のほか、落語、歌唱なども含む）／音楽／茶道・華道・書道／美術・写真／囲碁・将棋／演劇・舞踊／その他（具体的に）</p> <p>②過去 1 年間に、文化芸術活動（鑑賞等含む）を行った頻度</p> <p>[選択肢] 週に 3 回以上／週に 2 回程度／週に 1 回程度／月に 1～3 回程度／年に数回程度／活動していない</p> <p>③市内で行いたい文化芸術活動</p> <p>[選択肢] 一流の芸術家の舞台や演奏、作品の鑑賞／地域の文化芸術団体等による発表・展覧会等の鑑賞／公民館等における地域の文化芸術団体の活動／市民が主体となった地域イベント／文化芸術に関するボランティア活動／さいたま市の伝統的または民俗的な文化芸術の学習／あなたがしている文化芸術活動の発表／その他（具体的に）／何もしない</p>

B. 文化芸術活動団体等調査

目 的	市内で文化芸術活動を展開する団体や個人が抱える課題や要望、本計画に対する意見を把握する
調査対象	「さいたま市文化協会登録団体」及び市内文化芸術関連施設の利用者
調査方法	・さいたま市文化協会登録団体：郵送配布・郵送回収 ・市内文化芸術関連施設の利用者：窓口配布・回収あるいは郵送回収
調査期間	7月
配布数	想定 350ss（さいたま市文化協会登録団体 50ss、窓口 10×30ss）
想定回収数	260ss（想定回収率 75%）
調査項目	<p>【活動について】</p> <p>①活動内容、②会員数、③会員の平均年齢、④活動地域、⑤活動場所、⑥活動を行う上での悩み</p> <p>〔選択肢〕 活動場所の不足／発表機会の不足／講師・指導者の不足／会員・後継者の減少／活動の認知度が低い／その他（具体的に）／特になし</p> <p>【本計画に対する意見】</p> <p>⑦さいたま市を代表する文化芸術</p> <p>〔選択肢〕 盆栽／漫画／人形／鉄道／うなぎなどの食文化／荒川などが創り出した自然環境／見沼田んぼなど産業に関わる文化財／氷川神社などの文化財／その他（具体的に）</p> <p>⑧文化芸術活動への参加の有無</p> <p>〔選択肢〕 博物館等の観覧／博物館等が開催するイベントへの参加／講座や講演会などへの参加／団体に所属して行う文化芸術活動／団体に所属せず行う文化芸術活動／祭の見学／祭の担い手としての参画／コンサートや公演などの鑑賞／文化芸術に関わるボランティア活動／その他（具体的に）</p> <p>⑨文化芸術都市の実現に向け必要なこと</p> <p>〔選択肢〕 既存の文化資源の保護と活用／新しい文化資源の発掘と育成／伝統的な文化の保存と活用／観覧・鑑賞の機会の充実／文化芸術関係講座等の充実／文化団体への活動支援の充実／市民等の文化意識の高揚／企業・事業者等の文化活動への積極的支援／文化芸術関係の表彰・顕彰制度の充実／市民意識を反映した文化事業の実施／市民（団体）と行政とのネットワークの整備／様々な文化の連携・融合／文化関連情報の発信の充実／後継者・若手の育成／高齢者の文化活動への配慮／文化施設等活動の場の充実／その他（具体的に）</p>

C. 市民文化芸術活動状況調査

目 的	文化芸術活動への参加状況や参加意欲を把握し、文化芸術都市の実現に向けた方向性を把握する
調査対象	さいたま市在住の満12歳以上の男女（リサーチモニタ）
調査方法	ネットリサーチ
調査期間	7月
配布数	—
目標サンプル	300ss（7年代×性別×約20ss）
調査項目	<p>①市内で行われる文化芸術活動への参加動向：月1回以上活動するもの、年に数回活動するもの</p> <p>[選択肢] 博物館等の観覧／博物館等が開催するイベントへの参加／講座や講演会などへの参加／団体に所属して行う文化芸術活動／団体に所属せず行う文化芸術活動／祭の見学／祭に担い手として参加／コンサートや公演などの見学／文化芸術に関わるボランティア活動／その他（具体的に）</p> <p>②市外で行われる文化芸術活動への参加動向：月1回以上活動するもの、年に数回活動するもの</p> <p>[選択肢] 博物館等の観覧／博物館等が開催するイベントへの参加／講座や講演会などへの参加／団体に所属して行う文化芸術活動／団体に所属せず行う文化芸術活動／祭の見学／祭に担い手として参加／コンサートや公演などの見学／文化芸術に関わるボランティア活動／その他（具体的に）</p> <p>③市内で行われる文化芸術活動への参加にあたっての課題</p> <p>[選択肢] 参加する時間が無い／文化芸術活動に関する情報を入手しにくい／参加する方法が分からない／参加したい活動がない／その他（具体的に）</p> <p>④さいたま市を代表する文化芸術</p> <p>[選択肢] 盆栽／漫画／人形／鉄道／うなぎなどの食文化／荒川などが創り出した自然環境／見沼たんぼなど産業に関わる文化財／氷川神社などの文化財／その他（具体的に）</p> <p>⑤文化芸術都市の実現に向け必要なこと</p> <p>[選択肢] 既存の文化資源の保護と活用／新しい文化資源の発掘と育成／伝統的な文化の保存と活用／観覧・鑑賞の機会の充実／文化芸術関係講座等の充実／文化団体への活動支援の充実／市民等の文化意識の高揚／企業・事業者等の文化活動への積極的支援／文化芸術関係の表彰・顕彰制度の充実／市民意識を反映した文化事業の実施／市民(団体)と行政とのネットワークの整備／様々な文化の連携・融合／文化関連情報の発信の充実／後継者・若手の育成／高齢者の文化活動への配慮／文化施設等活動の場の充実／その他（具体的に）</p>

D. さいたま市イメージ調査

目 的	さいたま市の都市イメージと来訪意向を把握する
調査対象	さいたま市を除く埼玉県、東京都、神奈川県、千葉県、茨城県、群馬県、栃木県在住の満 12 歳以上の男女（リサーチモニタ）
調査方法	ネットリサーチ
調査期間	7 月
配布数	—
目標サンプル	700ss（7 年代×性別×約 50ss）
調査項目	<p>①さいたま市の都市イメージ</p> <p>[選択肢] 自然の豊かなまち／景観やまちなみが美しいまち／居住・生活環境のすぐれたまち／活気のあるまち／子育てのしやすいまち／高齢者・障害者が暮らしやすいまち／災害に強く、治安のよいまち／医療が充実しているまち／先進的な都市機能を備えたまち／商工業・産業が盛んなまち／交通の利便性が高いまち／教育環境の豊かなまち／文化的なまち・芸術のまち／国際性豊かなまち／スポーツの盛んなまち／観光のまち／行政の取組が活発なまち／関東の主要都市／その他（具体的に）／特に何も思い浮かばない</p> <p>②さいたま市の文化芸術で知っているもの</p> <p>[選択肢] 盆栽／漫画／人形／鉄道／うなぎ／荒川／見沼田んぼ／氷川神社／その他（具体的に）</p> <p>③さいたま市で行われる文化芸術活動への参加経験</p> <p>[選択肢] 博物館等の観覧／博物館等が開催するイベントへの参加／講座や講演会などへの参加／団体に所属して行う文化芸術活動／団体に所属せず行う文化芸術活動／祭の見学／祭に担い手として参加／コンサートや公演などの見学／文化芸術に関わるボランティア活動／その他（具体的に）</p> <p>④さいたま市で行われるイベントや活動のうち、観覧・参加したいテーマ</p> <p>[選択肢] 盆栽／漫画／人形／鉄道／うなぎなどの食文化／自然環境／見沼田んぼなど産業に関わる文化財／氷川神社などの文化財／文学／芸能（伝統的または民俗的な芸能のほか、落語、歌唱なども含む）／音楽／茶道・華道・書道／美術・写真／囲碁・将棋／演劇・舞踊／その他（具体的に）／特になし</p>